

昭和三十一年二月十三日提出  
質問 第三号

石炭鉱業合理化臨時措置法の実施に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十一年二月十三日

提出者 阿部 五郎

衆議院議長 益谷 秀次殿

## 石炭鉱業合理化臨時措置法の実施に関する質問主意書

一 日本は石炭鉱業が、戦時戦後の濫掘と採鉱施設の老朽化によつて生産費が高くつき、かつ最近石油の進出等によつて需要も頭うち状態にあるから、昨年成立した石炭鉱業合理化臨時措置法によつて坑口の開設を制限して、これを許可制にするのは一応うなずけるのであるが、それはあくまで一般燃料用炭のことであつて、強粘結炭に対しても一率にこの法を適用して坑口の開設を制限することについては、多大の疑問なきを得ない。

強粘結炭は、日本の製鉄事業に毎年四百万トンの絶対量を必要とし、国内産はわずかに六十万トンにすぎず、年々三百四十万トンを超えて海外より輸入している。よつてこれに関しては、まずまず試掘鉱区をふやし、採鉱事業を盛んにし、出炭量の増大をはかるべきであると思われるにもかかわらず、一率に合理化法を適用して坑口開設を制限する結果は、新鉱脈の発見を妨げ、既発見鉱区であつて不採算のため休坑中のものが、高度の選鉱施設等を採用して操業を再開せ

んとするものをも、それを不可能ならしめているのはなほだ不可解である。よつて、左の諸点について質問する。

一 徳島県勝浦炭田は、潰裂強度九十三パーセントないし九十五パーセント、硫黄含有量〇、五パーセントの良質の強粘結炭を推定六百万トン埋蔵し、すでに確認されたるもの一メートル以上の炭層五層、可採炭量九十六万トン、現在一部採掘し富士製鉄広畑製鉄所に納入中であるが、この炭田は、戦時中発見されたもので歴史浅く探鉱不充分である。よつて、新坑口を開設せんとし、あるいは休止中の坑口を新選鉱施設等を設置して再開せんとする時は、施業案と坑口開設許可申請書を、丸亀通産局鉱山部に提出し、この書類を宇部石炭支局内の「坑口開設審議委員会」にて審議し、これを通産省石炭局にて審議の上、通産大臣の許可を受けるといふ迂遠なるやり方である。しかるに、丸亀鉱山部の報告によると、宇部石炭支局には坑口開設審議委員会は、まだ設置されず、中央からの指令もないから炭鉱提出の書類はいたずらに丸亀に放

置されるほかなしという。

政府は、かくのごとき迂遠なる手続きを改めて貴重なる資源の活用を可能ならしめる手段を持たないか。

一 石炭鉱業合理化臨時措置法は、一般燃料炭を目標に立法せられたるものと思われるから、その適用には弾力性をもたせ、一定の資料により一定の品質と数量を有する強粘結炭鉱区と認められるものについては、その試掘又は採掘のための坑口の開設を自由にするか、あるいは、簡易な手続によつて許可する考えはないか。

一 石炭鉱業合理化臨時措置法において、強粘結炭を区別することなく、一般燃料炭と同一の取扱いをなし、その出炭を制限する理由は何であるか。もしその理由なしとすれば、政府は法律改正の意思を有するか。

右質問する。